

問い合わせ先

海事局安全基準課 鈴木(内線 43-952)、森吉(内線 43-923)

代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8636

平成 20 年 1 月 21 日

国際海事機関(IMO) 第 52 回 防火小委員会の結果について

概要

- ・ 火災試験方法コード(FTP コード)の総合見直しを我が国主導で実施。次回、改正案の最終化。
- ・ 低引火点貨物を輸送する油・ケミカルタンカーの爆発防止策について、引き続き検討。
- ・ 火災安全設備に関する各種性能試験及び承認基準指針案を策定。

1 月 14 日から 18 日まで、英国ロンドンにおいて、60 の国及び地域、19 の機関等の参加のもと、国際海事機関(IMO) 第 52 回防火小委員会 (FP52) が開催された。我が国からは、在英国大使館、海上技術安全研究所、民間機関等の者から構成される代表団が参加した。

主な審議内容・結果は以下のとおり。

1. 火災試験方法コード(FTP コード)の総合見直しについて

FTPコードについて、最新の国際規格や新たな知見を採り入れて総合的に見直すべきとの我が国の提案に基づき、一昨年開催された FP50 から FTP コードの総合的な見直しを行っている。

今次会合では、我が国の平岡達弘氏((社)日本船舶品質管理協会 製品安全評価センター)がコーディネータを務めたコレスポネンス・グループの検討結果を基として、我が国の吉田公一氏((独)海上安全技術研究所)が議長を務める作業部会にて検討を行った。

審議の結果、以下の事項等について、基本的に合意した。

- 試験炉に入りきらない大きなサイズの防火戸の評価方法について、①試験可能な最大サイズの試験体を用いた試験を実施すること、②実施した試験体よりも 15%(面積では 10%)まで大きいサイズの防火戸については、ヨーロッパ基準 EN1634-1 を参考とし「時間を延長した試験」の結果を以って承認すること、③それ以上のサイズの防火戸については、最大の試験体を用いた試験結果と火災安全技術解析により実際の防火戸の火災安全を評価すること
- FTPコード附属書 1 Part5 表面燃焼性試験に関して、試験体の色には黒を選択すること
- 平岡氏がコーディネータを務めるコレスポネンス・グループを再設置し検討を継続し、次回 FP53 において新 FTP コード案を完成させること

2. 低引火点貨物を輸送する油・ケミカルタンカーの爆発防止策について

2003 年 6 月に発生した仏籍 Chassiron 号の爆発事故を契機に、ケミカル／油タンカーの爆発事故防止策について検討することに海上安全委員会(MSC)が合意し、FP51 から、「20,000DWT 以上のケミカル／油タンカーに設置を義務付けているイナートガス装置(IGS)を、引火点の低い物質を運送する 20,000DWT 未満の新造及び現存タンカーに設置する必要性」等について検討している。

今次会合において、我が国は、20,000DWT 未満の新造タンカーへの IGS の設置は費用対効果が正当化されないとする総合的安全評価結果を報告するとともに、IGS を設置した場合においてもケミカルタンカーの荷役オペレーションを適切に行わないと爆発する危険性が残ることを提案文書に基づき指摘した。

審議の結果、ケミカルタンカーの多様なオペレーション実態を踏まえ、事故例の更なる分析の必要性を認め、まずは判断のためのデータを収集し、次回 FP53 にて作業部会を設けて検討を行うこととなった。

3. 火災安全設備のための性能試験及び承認基準の見直し

本小委員会においては、新たな技術や知見を取り入れるため、火災安全設備に関する性能試験及び承認基準の作成・見直しを行ってきた。

今次会合での審議の結果、以下のガイドライン案を本年 5 月に開催予定の MSC84 へ承認のために提出すること及びこれらガイドラインは MSC で承認された日以降に承認する際に用いられることに合意した。

- キャビンバルコニーの固定式水系消火装置の承認ガイドライン
- 機関区域及び貨物ポンプ室に設置する室内空気使用高膨張泡消火装置の承認ガイドライン
- SOLAS 条約第 II-2 章第 12 規則のスプリンクラと同等システムの承認ガイドラインの改正
- 機関区域及び貨物ポンプ室への同等水系消火装置の承認ガイドラインの改正
- 機関区域に設置する固定式ガス消火装置と同等のエアロゾル消火装置の承認ガイドラインの改正
- 総会決議 A.123(V)のRoRo区域及び特殊区域に設置する固定式水系消火装置と同等装置の承認ガイドラインの改正

4. 条約・コード規定の統一解釈の作成について

(1) 居住区域等における持運び式消火器の数と配置について

SOLAS 条約第 II-2 章において、居住区域等に設置すべき持運び式消火器の数は、場所の用途に応じて「十分な数を備え付ける」旨規定されているが、中国が設置すべき数についての統一解釈を作成することを提案し、FP51 から審議を行っている。

今次会合では、前回の審議結果に加え、我が国及び中国の持運び式消火器の数の提案文書等を基に審議を行い、パブリックスペースには 250 平方メートル毎に 1 つのクラス A の消火器を備え付ける等の統一解釈案を作成し、承認のために MSC84 に提出することを合意した。

また、この統一解釈は新造船に適用すること及び現存船については船主にこの統一解釈の実施を奨励することも合意した。

(2) 貨物船の非常用消火ポンプの揚程について

火災安全設備コード(FSS コード)第 12 章 2.2.1.3 で規定されている貨物船非常用消火ポンプの揚程に関して考慮すべきとされているリスト、トリム、ロール、ピッチの条件等に対する国際船級協会連合 (IACS) 統一解釈案について、FP49 から検討を継続している。

考慮すべき最大のリスト、トリム、ロール、ピッチについては、FP51 の要請に基づいて検討を行った第 50 回復原性・満載喫水線・漁船安全小委員会(SLF50)から、IACS 案の数値は適当であるとの評価報告があり、これらの数値に合意した。

しかしながら、バラスト交換時及び着岸時の状態を考慮しなくても良いとの規定について意見がまとまらず、結果として、次回 FP53 にて審議を継続することとなった。

以上